

島根県報

号外第八七号

平成十四年八月三十日

(金曜日)

規 則

目 次

- 島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (企業振興課) 一
- 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 () 〃 一

公布された条例等のあらまし

◇島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第七八号)

島根県立産業高度化支援センター条例 (平成十四年島根県条例第四十三号) の施行期日は、平成十四年九月一日とすることとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七九号)

一 規則の概要

- 1 創業準備室の使用対象者から当該施設の試用期間を更新された者で、試用期間満了後、引き続き創業準備室を使用しようとするものを除くこととした。(第二条関係)

- 2 創業準備室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室の追加整備に伴い、施設使用に係る手続きを規定することとした。(第

四条、第七条、第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、別表第二関係)

3 創業準備室、創業支援室及び研究開発室の付属設備のうち電気設備に係る使用料とプロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室の付属設備の使用料については「実費を基準として知事が定める額」とした。(別表第一関係)

4 関連様式に係る所要の改正

二 施行期日

平成十四年九月一日から施行することとした。

規

則

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十八号

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例 (平成十四年島根県条例第四十三号) の施行期日は、平成十四年九月一日とする。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十九号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則(平成十三年島根県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「創業支援室」を「創業準備室、創業支援室」に改め、同条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「者は、」の下に「創業準備室又は」を、「引き続き」の下に「創業準備室又は」を加え、同条第二項中「第三条第二項第一号」を「第三条第三項第一号」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「創業支援室又は研究開発室(以下「創業支援室等」という。)」を「創業準備室、創業支援室、研究開発室若しくはプロジェクト研究員室(以下「創業準備室等」という。)」又はプロジェクト研究推進室若しくはプラント実験室(以下「先端技術開発室」という。)」に、「創業支援室等使用申請者」を「施設使用申請者」に、「創業支援室等使用承認申請書」を「施設使用承認申請書」に改め、同項第一号中「創業支援室等使用申請者」を「施設使用申請者」に改め、同条第三項中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に、「創業支援室等使用申請者又は創業支援室等」を「施設使用申請者又は創業準備室等若しくは先端技術開発室」に改める。

第五条中「創業支援室等使用承認書」を「施設使用承認書」に、「申請者」を「施設使用申請者」に改める。

第七条第一項及び第八条第一項中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改める。

第十条第二項中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改める。

第十二条第一項中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改め、同条第二項中「前項の場合」の下に「(創業準備室等の場合に限る。)」を加え、「創業支援室等」を「創業準備室等」に改める。

第十三条第一項第二号の表及び第十四条第一項中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改める。

第十五条(見出しを含む。)及び第十六条中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改める。

第十七条第一項から第三項までの規定中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改め、同条第四項中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改める。

第十九条第二項中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第九条関係)

一 創業準備室等(プロジェクト研究員室を除く。)

設備名	単 位	使 用 料
電気設備	一キロワット時につき	実費を基準として知事が定める額
ガス設備	一立方メートルにつき	二五〇円
水道設備	一立方メートルにつき	一三〇円
下水道設備	水道設備一立方メートルにつき	一四〇円
電話設備		実費を基準として知事が定める額

二 プロジェクト研究員室及び先端技術開発室

設備名	単 位	使 用 料
電気設備	一キロワット時につき	実費を基準として知事が定める額
ガス設備	一立方メートルにつき	
水道設備	一立方メートルにつき	
下水道設備	水道設備一立方メートルにつき	
電話設備		

別表第二中「創業支援室等及び」を「創業準備室等及び」に、「創業支援室等の」を「創業準備室等又は先端技術開発室の」に改める。

「創業準備室等又は先端技術開発室の」に改める。
様式第一号中「創業支援室等使用承認申請書」を「施設使用承認申請書」に、「創業支援室等」を「施設」に改める。

様式第三号中「創業支援室等」を「施設」に改める。

様式第四号中「創業支援室等使用承認申請書」を「施設使用承認申請書」に改める。

様式第六号中「創業支援室等」を「施設」に改める。

様式第七号中「創業支援室等使用承認申請書」を「施設使用承認申請書」に改める。

様式第八号中「創業支援室等」を「施設」に、「創業支援室等使用承認申請書」を「施設使用承認申請書」に改める。

様式第九号中「創業支援等使用承認書」を「施設に「創業支援等使用承認書」を「施設使用承認書」に改める。

様式第十一号及び様式第十三号から様式第十六号までの様式中「創業支援等」を「施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年八月三十日印刷
平成十四年八月三十日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)